

卒業・修了後について

- 「留学」の在留資格は在学している間のみ有効です。卒業・修了後は、「留学」の在留期間が残っていても在留資格は無効となりますので、帰国準備をして、速やかに出国してください。また、出国の際は、必ず空港で在留カードを返納してください。
- 日本に引き続き滞在する場合は、適切な在留資格への変更手続きを行ってください。
- 日本で進学する場合：
 1. 順天堂大学に進学する場合：
 - 必要に応じて、「在留期間更新許可申請」を行ってください。
 2. 順天堂大学以外に進学する場合：
 - 卒業・修了後 14 日以内に「所属（活動）機関に関する届出」を出入国在留管理庁に行ってください。
 - 「在留期間更新許可申請」が必要な場合は、進学先の教育機関の指示に従ってください。
- 日本で就職する場合
就職先企業等に相談し、就労可能な適切な在留資格への変更手続きを行ってください。
- 卒業・修了後も就職活動の継続を希望する場合
在留資格「留学」の学生は、卒業・修了後も引き続き日本に在留して就職活動の継続を希望する場合は、在留資格「特定活動」への変更申請をすることができます（正規生のみ対象です。研究生等の非正規生は含まれません）。この在留資格は 6 か月間で、一度だけ更新が認められるため最長 1 年間となります。継続就職活動を終了する際又は終了した際は、卒業・修了時と同様に適切な在留資格への変更手続きを行うか、速やかに出国してください。